

生活困窮相談 昨年の3倍に

コロナ禍、上半期39万件

生活に困っている人を対象とする自治体の「自立相談支援機関」に、本年度の上半期（四～九月）は前年同期の三倍に当たる三十九万一千七百七十七件（速報値）の新規相談が寄せられたことが、厚生労働省のまとめで分かった。新型コロナウイルス感染症拡大による雇用情勢の悪化が影響し、十月以降も例年を大きく上回るペースで推移。年末年始は日雇いの仕事が減り、食費に困ったり、住まいを失ったりする人が増える恐れがある。

厚労省は自治体に臨時の窓口開設や宿泊施設への案内といった対応を求めている。民間の支援団体によると、二〇〇八年のリーマン・ショック後は中高年の男性からの相談が多かったが、コロナ禍では二十一～四十代や非正規雇用の女性、外国人などからも「新たな貧困層」が生まれているという。

厚労省の集計で、コロナ感染症拡大に関連した解雇や雇い止めは八万人に迫る。政府は年明け以降も、休業などで減収した人に対する生活費の特例貸し付けや、家賃を公費で補助する住居確保給付金の支給を当面延長することを決めたが、実態に即した継続的支援が必要となりそうだ。

自立相談支援機関は「生活保護に至る手前の新たなセーフティネット」の一端として、一五年度から福祉事務所がある約九百自治体が設置。相談員が困り事を聞き取り、利用できる制度を紹介したり、支援計画を立てたりする。

毎月の相談件数は例年一萬五千～二萬八千程度だったが、全国に緊急事態宣言が発令された今年四月以降に急増。同月は九萬五千二百十四件で過去最多となった。

七月は四万件台まで減ったものの、八～九月は五万件超に再び増加。厚労省の担当者は「十月以降も五万件前後で推移しているのではない。自営業やフリーランスの人などにも影響が広がっている」としている。



自立相談支援機関
2015年4月に

始まった生活困窮者自立支援制度で定められた事業を担う。生活保護に至る手前のセーフティネットとして期待されており、働きたいのに働けない、住まいがないなど、困り事を抱えている人が対象。自治体の福祉部署や社会福祉協議会、NPO法人など、窓口は地域によって異なる。